「学び」が生じる場を設えること 一主体的・対話的に、深く考える一

浅 原 知 恵

1. はじめに

私に与えられた主題は、「新学習指導要領をにらんで、教育心理学をどう教えているか?」です。本稿では、新学習指導要領のキーワードの一つである「主体的・対話的で深い学び」(以前の「アクティブ・ラーニング」に相当)に着目し、それが、教師が意図して「創り出すことのできるもの」ではなく、学習者と教員との個別的な関わりの「結果としてもたらされる」ものであることを述べたいと思います。しかし教育心理学は、そのような学びが生じるための場を設えるヒントを、数多く提供してくれています。私が授業を通して学生たちに伝えているのは、そうしたヒントのいくつかであることにも触れたいと思います。

2. 非意図的にもたらされる「学び」

①「主体的な学び」、②「対話的な学び」、③ 「深い学び」の「具体的な内容」を見ると、「学びを実現するために教員が何をするか」についての言及は全くなく、「学んだ生徒がどうなるか」という視点で、目指されるべき子どもの姿(結果)のみが示されています(文部科学省、2017)。教員のすべきことがらについては、「これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく」、従来の教育実践の蓄積に基づくこと、また特定の教え方をすることでもなく、「…『学び』という営みの本質をとらえながら、教員が教えることにしっかりと関わり、(中 略)必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくこと」とあり、きわめて抽象的です。①、②、③それぞれの具体例を見ても、教師が授業の中で行う具体的な工夫の内容をイメージできるのは、②「対話的な学び」のみです。それは、②「対話的」が、「授業内での体験の形式」に関わる語であるのに対して、①「主体的」や③「深い」は、学習者の「心の中の体験の性質」に関わる語であるためだと思われます。

したり、周囲の人々や文献を通した他者との対話の場を設けたりすることは、教員にとって、実行可能です。しかし、「学ぶことに興味や関心を持ち(中略)見通しを持って粘り強く取り組む」(①)や、「知識を相互に関連付けてより深く理解」する(③)といったことは、生徒一人ひとりの心のあり方(能力、期待、意欲など)に関わっており、教師や親が、思いのままに変化させることができない領域です。

②「対話的な学び」のために、子供同士が協働

たとえば、スポーツにおける選手のパフォーマンスが私たちの心に与えてくれる「深い感動」は、選手が意図的に創り出すものではありません。試合への期待や観戦の意志といった、私たちの側の事前の「主体的な」関与が、不断の努力に裏打ちされた選手たちのパフォーマンスと出会った結果、予期せぬ時に、予期せぬ形で生じます。同様に、「深い学び」も、学習者が元来有している心のありようと、教員による時宜にかなった働きかけの結果として、学習者の内に去来する体験であって、教員側の意図や努力のみによって直接

に創り出すことはできません。「主体的・対話的で深い学び」のために教員にできることは、そうした「学びが生じる場を設えること」であると言えるでしょう。

3.「学び」が生じる場を設えるために

教育心理学の学習内容には、「主体的・対話的 で深い学び」がもたらされる場を設えるための、 様々な理論や方法があります。

たとえば、学習者の「動機づけ」について学ぶ 回では、「やりたくないけれどやらなくてはなら ないこと」に対する子どものやる気を少しでも引 き出すには、どうすることが有効か、とか、「も ともと好きで(自然に)していること」に対する 子どものやる気をさらに高めるためには、どうす ることが有効か、何が人を「がんばろう」という 気持ちにさせるのか、といった内容を話していま す。これらは、学習者の意欲への働きかけに関す るもので、①「主体的な学び」に連なるでしょ う。

また、教員採用試験にもしばしば出題される「教授・学習法」の回では、①②③に関連した様々な手法を紹介します。「プログラム学習」は、学習者の自発的、積極的な反応を引き出し(①)、

「グループ学習」は、教師と生徒、生徒同士の協働を通して共に学び合う(②)機会を提供します。「有意味受容学習」は、長期記憶に定着しやすい、深い学習のためには、どのような覚え方が有効かを教えてくれます(③)。そして、表面的知識の基盤にある原理や法則を見出す過程を重視する「発見学習」や、経験を通して問題の解決方法の習得を目指す「問題解決学習」は、いずれも主体性を育み(①)、考え方や問題解決の方法といった、応用可能な知識の習得(③)を目指すものです。

さらに教育心理学は、授業を担当している教員

自身のあり方が、生徒の意欲や学級の連帯感に影響する事実や、学習者が教師の接し方をモデルとして取り入れる可能性についても伝えています。これらは、学習者に先んじて、教員自身が、「主体的、対話的に、深く学ぶ」存在たりうるかどうかが問われていることを示唆しています。

4. おわりに

本稿の主題は、「新学習指導要領をにらんで、教育心理学をどう教えているか?」でした。しかし、以上に紹介した学習内容は、従来の教育心理学と変わらず、決して目新しいものではありません。文部科学省(2017)が、「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、これまでと全く異なる指導方法を導入するものではないと述べている通り、新学習指導要領の導入によって、私が教える教育心理学の学習内容が大きく変わったわけではないのです。ただこの機会に、先人たちから継承した知見について、教員を志す一人ひとりが「主体的、対話的に、深く学ぶ」ことの重要性を強調したいと考えています。そのためには、私自身もまた、「主体的、対話的に、深く学ぶ」姿勢を保ち続けるよう、努めなくてはなりません。

文部科学省(2017)『新しい学習指導要領の考え方:中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ』(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/__icsFiles/afieldfile/2017/09/28/1396716_1.pdf)(2018年7月31日)